

「法学系」研究評価報告書

(平成13年度着手 分野別研究評価)

広島大学法学部

大学院社会科学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するように、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価(教養教育(平成12年度着手継続分)、研究活動面における社会との連携及び協力)
- 分野別教育評価(法学系、教育学系、工学系)
- 分野別研究評価(法学系、教育学系、工学系)

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別研究評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者(文部科学省)から要請のあった6大学(以下「対象組織」)を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の研究活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて、次の5項目の項目別評価により実施した。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームと部会(後記研究水準等の判定を担当)を編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、後記3の「意見の申立て及びその対応」を経た上で、大学評価委員会で最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」の「1 対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、前記1の1)、4)及び5)の評価項目については、貢献(達成又は機能)の状況を要素ごとに記述している。また、当該項目の水準を、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。なお、これらの水準は、対象組織の設定した目的及び目標に対するものであり、相对比较することは意味を持たない。

- ・ 十分貢献(達成又は機能)している。
- ・ おおむね貢献(達成又は機能)しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず(達成又は整備が不十分であり)、大幅な改善の必要がある。

また、前記1の2)及び3)の評価項目については、学問的内容や社会的効果の評価結果を記述している。

さらに、2)の評価項目においては、対象組織全体及び領域ごとの研究内容及び水準の割合を示している。この割合は、教員個人の業績を複数の評価者(関連分野の専門家)が、国際的な視点を踏まえつつ研究内容の質を重視して、客観的指標も参考活用する方針の下で判定した結果に基づくものである。また、3)の評価項目においても、2)と同様に教員個人の業績を基に、対象組織全体及び領域ごとの社会的効果の割合を示している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容とそれへの対応を示している。

「特記事項についての所見」は、対象組織が記述している特記事項について、評価項目ごとの評価結果を踏まえて所見を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名 広島大学
- 2 学部・研究科名 法学部
社会科学研究所法律学専攻
- 3 所在地 広島県東広島市鏡山1丁目2-1及び
広島県広島市東千田町1丁目1-89

- 4 学部・研究科構成
- | | |
|---------|----------|
| 法学部 | 法学科 |
| 社会科学研究所 | 法律学専攻 |
| | 経済学専攻 |
| | 国際社会論専攻 |
| | マネジメント専攻 |

- 5 学生数及び教員数
- 学生数
- | | |
|--------|--------|
| 法学部法学科 | 1,083名 |
| 法律学専攻 | 90名 |
- 教員数
- | | |
|-------------------|-----|
| 法学部法学科 | 41名 |
| (マネジメント専攻教官3名を含む) | |
| 法律学専攻 | 29名 |

- 6 特徴
<法学部>

本学部は、「社会科学は一つ」の理念のもと、特定の専門に偏せず、社会、政治、法律、経済など社会科学全般を総合的に教育・研究する学部として開学(昭和24年)された「政経学部」にその起源を有する。教育・研究体制の一層の拡充強化の趣旨から政経学部が法学部と経済学部の2組織に分離改組(昭和52年)された後も、法学部は、総合的な社会科学の構築を目指すという政経学部の建学理念を受け継ぎ、今なお堅持している。

このため、本学部は、他大学の法学部とは一線を画し、

社会学部門を擁し、政治学の比重も比較的高いという特色を有している。また、学部設置当初から、法学と政治学の複合領域として国際関係の講座を開設しているのも特色である。

また、本学部は、中・四国の中枢都市圏たる「広島」に位置すると同時に、世界の「ヒロシマ」を地盤とするという特異な地理的・歴史的条件を兼ね備えた学部である。そのため、従来から、中・四国地域における研究・学会活動等で先導的役割を果たす一方、外国人教官を採用したり、外国の一流の学者・実務家を招聘して講演会・研究会を数多く開催するなど、国際的学术交流にも力を注いでいる。

<大学院社会科学研究所法律学専攻>

社会科学研究所は、昭和61年4月、複雑化、多様化した社会事象を広い視座からの確に解明し、かつ対処の道を示しうる高度の研究者、実務家を養成するという理念のもと、法律学、政治学、経済学、社会学をはじめ、それに隣接する諸領域を含めた学際的な教育・研究を組織化し、総合的・実地的な高度の社会認識と社会分析に基づき、真に現実に対応できる学問を想像することを目指して設置された。当初、法律学専攻、経済学専攻、国際社会論の3専攻でスタートしたが、平成12年4月にはマネジメント専攻も加わり、4専攻となって今日に至っている。

法律学専攻は、大学院での教育・研究の活性化と新しい課題への積極的取り組みを容易にするため、他専攻及び他研究科との協力を努め、複数教官による演習・研究指導制をも採用することにより、広い視野と方法論を有する人材を養成して社会的要請に答えている。そして、伝統的、個別的法領域を超えた6つの教育科目(市民生活関係法研究、企業関係法研究、行政関係法研究、刑事関係法研究、国際関係法研究、基本法・基礎法学研究)を確立したところとその特徴がある。なお、社会人を広く受け入れ、実務能力の涵養を図るとともに、他研究科出身者に対しても広く門戸を開いているのも特徴である。

研究目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1 研究目的

- (1) 広島大学法学部（以下「本学部」という。）は、他大学の法学部とは一線を画し、社会学部門を擁し、政治学の比重も比較的高く、また、学部設置当初から、法学と政治学の複合領域として国際関係の講座を開設しているという特色を有している。これらの独自性を最大の武器として、公法講座、民事法講座、政治講座（社会学を含む。）、国際関係講座の4大講座が、各々の専門領域の探求にとどまることなく、講座の枠を超えた多様な視点から、現代の複雑な課題や社会的要求に即応した研究を機動的に展開することを目的としている。
- (2) 広島大学大学院社会科学研究科法律学専攻（以下「本専攻」という。）は、社会科学研究科内の他の専攻（国際社会論、経済学専攻、マネジメント専攻）と連携を取りつつ、世界的に知名度の高い「ヒロシマ」の地盤を活かし、国際的学术交流を視野に入れて、中・四国の研究拠点大学に相応しい研究活動を行い、もって全国に知的発信を行い、時代の新しい要請に応えうる研究を行うことを目的とする。
- (3) 本学部及び本専攻は、中・四国地域の研究拠点大学としての責務を果たすだけでなく、全国にその成果を発信し、本学部及び本専攻の特徴である総合的な社会科学の研究体制を国際的なネットワークにまで拡大していくことを目的としている。

2 研究目標

【研究体制及び研究支援体制】

- (1) 本学部及び本専攻の構成員は、中・四国の拠点大学としての機能を強化するため、この地域における学会及び各種研究会において中心的役割を果たすべく、各分野において事務局及び代表を進んで務めること。
- (2) これまでも定期的な研究会活動は盛んであるが（例えば、広島公法研究会、広島労働法研究会、民事法研究会、広島国際人権法研究会、広島大学政治学研究会、広島医事法研究会、瀬戸内刑事法研究会、広島生命倫理研究会）、地元の法曹実務家や関係研究者とも連携しつつ、さらにこれを充実させ、併せて後進の育成に努めること。
- (3) 総合大学としての特徴を活かし、科学技術の発展から生じる多様な問題の解決を目指す本学の「文理ジョイントプロジェクト」等に積極的に参加するな

ど、学内外の学際的な研究の推進を図ること。

- (4) 外国の著名な研究者や法曹関係者を多数招き、あるいは外国の大学等に出向き、さらなる国際学术交流（実績のあるものとして、例えばハワイ大学との学术交流等）をはかり、その成果を学界のみならず社会にも還元するため、報告書作成にとどまらず、公開学術シンポジウム等を開催すること。
- (5) 本学部内に研究プロジェクトを作り、科学研究費をはじめとする各種研究基金等の外部資金を構成員の半数以上が獲得して、研究条件をより充実したものにすること。
- (6) 大学院生に学会発表及び研究成果報告の機会を提供し、併せて、研究環境の改善につねに努めること。

【諸施策及び諸機能の達成状況】

- (7) 絶えず全国に通用するレベルの研究を維持するため、全国規模の学会または研究シンポジウム等を多数誘致し、開催の中心的役割を担うこと。

【研究内容及び水準、研究の社会（社会・経済・文化）的効果】

- (8) 時代の新しい要請に応えるべく、専門分野を掘り下げた、または専門分野を超えたユニークな研究プロジェクトを積極的に作り、これに参加するとともに、その成果を社会に還元すべく著書または雑誌論文で公表し、外部の評価を受けること。
- (9) 公開講座等の活用により、研究成果を可能な限り具体的な形で地域社会へ還元すること。

【研究の質の向上及び改善のためのシステム】

- (10) 組織としての研究活動及び個々の教員の研究活動に関するデータを体系的に収集し、研究活動の実施状況や問題点の分析・評価を行う常設の組織を設置すること。
- (11) 上記(10)の組織によって、定期的に研究活動の自己点検を行い、その結果を報告書等の形で学内外に公表すること。
- (12) ホームページや各種印刷物（「研究者総覧」等）で研究活動の内容を公開し、学内外からの評価・意見を受ける機会を増やすこと。
- (13) 公開講座、シンポジウム、研究会等を積極的に開催し、同時に外部の評価・意見を得る機会を増やし、個々の教員の研究活動の実施状況や問題点を自覚させること。

評価項目ごとの評価結果

1 研究体制及び研究支援体制

ここでは、対象組織の「研究体制及び研究支援体制」の整備状況や「諸施策及び諸機能」の取組状況を評価し、その結果を「目的及び目標の実現への貢献度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

なお、ここでいう「諸施策及び諸機能」の例としては、学科・専攻等との連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策、大学共同利用機関や学部附属施設におけるサービス機能などが想定されている。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】研究体制に関する取組状況

学科・専攻の構成や教員等の配置については、定員充足率が高いこと、教員の出身大学が多様であること、実務家出身の教員が多いこと、完全公募制であること等において優れている。

研究活動を活性化するための施策の検討を目的とした体制については、プロジェクト研究の振興について基本方針を立案する「学部戦略会議」を中心とした体制がとられている点は評価できる。

研究組織の弾力化については、人事委員会を中心とした教員選考により、大講座の枠をこえた定員運用を行っていること、大学院において他学部の関連分野との連携が図られていることなどは評価できる。

研究成果や研究者の研究概要を内外に発信するための体制については、紀要のほか、多数の領域別研究会での発表、研究者総覧、学部や個人のホームページなど、積極的に情報発信している。ただし領域によっては、研究会の開催が少ないところがあり、教員個人のホームページの開設も必ずしも多数とはいえない。

【要素2】研究支援体制に関する取組状況

研究支援に携わる研究者・技術者の配置については、情報機器の管理やその他研究支援に携わる助手等が配置されていない。また、リサーチ・アシスタント（RA）

による研究補助は評価できるものの、その採用実績は1年に1件程度であり、十分とはいえない。

共同研究施設、資料室等の利用体制は取られているが、資料室の利用可能な時間帯に多少の制約がある。

共同研究及びその成果等を内外に発信する体制については、公開講座に特色があり、その成果を単行本として刊行していることは優れている。

【要素3】諸施策に関する取組状況

プロジェクト研究の振興及び外部研究資金の獲得方策については、財政委員会が積極的にプロジェクト研究の募集及び科学研究費補助金申請を促進している点は評価される。

必要な研究環境の整備方策については、IT環境が整備されていることは評価できる。

研究者相互間で研究成果や研究情報を報告又は意見交換するための方策については、中・四国地域の研究者・実務家間の研究情報・意見交換のネットワークにおいて優れている。リージョナルな情報拠点化を推進していると評価できる。

国際的な共同研究の実施、研究集会の開催、国際協力の推進のための方策については、外国の大学と交流協定を締結する等、努力は評価されるが、国際的な共同研究等の実績があまり見られなく、今後の積極的な取組が期待される。

【要素4】諸機能に関する取組状況

共同研究に対するサービス機能は必ずしも十分ではないので、共同研究を支援する恒常的組織体制の確立が望まれる。

施設・設備の共同利用に対するサービス機能については、各種研究会・学会等の開催にあたって、東千田校舎の提供や、民事判決原本保管のための校舎の提供などは積極的で特色がある。

【要素5】研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教職員に対する研究目的及び目標の主旨の周知はなされている。

学外者に対する公表の方法については、自己点検・評価報告書を学外にも配布すること等により学外者に対する

る公表は行われている。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善点等

研究体制に関する取組においては、大講座制のもとで、伝統的な区分にとらわれない専攻配分と教員配置は個性的であると評価できる。

人事面において、実務家出身の教員が多いこと、完全公募制であること等は、理論と実務を組み合わせようとする試みとして評価に値する。特に、人事委員会を中心とした教員選考により、大講座の枠を超えた定員運用を行っていることは、目的・目標にかなった人事の実現につながる可能性をもつものとして高く評価できる。

研究支援体制に関する取組においては、研究目的及び目標に沿った研究活動等を実施に移すための支援体制が十分に伴っていないことがうかがわれ、特に、情報スペシャリストなどの研究支援体制に携わるスタッフの配置が期待される。

諸施策に関する取組において、中・四国の研究拠点大学としての役割を果たすという目的・目標に照らし、多数の領域別研究会の開催や大講座単位の公開講座とその成果の公刊などは、積極的に地域社会へ向けて情報発信しようとする取組として高く評価できる。

また、組織として大型研究プロジェクトを推進し、科学研究費補助金の申請を強く促す姿勢も評価される。

反面、広島の地域性を踏まえた共同研究や国際学術交流などの実績は必ずしも十分とはいえず、それを推進するための支援体制を強化することが期待される。

2 研究内容及び水準

ここでは、対象組織における研究活動の状況を評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に研究活動の学問的内容及び水準を判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「卓越」とは、当該領域において群を抜いて高い水準にあること、「優秀」とは、当該領域において指導的あるいは先導的な水準にあること、「普通」とは、当該領域に十分貢献していること、「要努力」とは、当該領域に十分貢献しているとはいえないことを、それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

研究活動の独創性の面で優れた研究については、基礎法学では、ローマ法について萌芽的段階ではあるが独創的研究があり、パハオーフェンの翻訳・訳注も労作である。憲法学では憲法理論の体系的研究及びドイツの放送法制度の憲法学的研究が注目され、行政法学ではドイツ、アメリカの法制度の比較法的・法制史的研究がある。国際法学では海洋法や国際保険法の研究が注目される。民事法学及び社会法学では、優れた業績がかなりあり、刑事法学では医事刑法や海事刑法の分野を開拓しようとする研究が評価される。政治学においては、歴史・思想研究で堅実な研究が見られるが、研究水準は一様ではない。

今後の発展性の面で優れた研究については、個人研究に発展性のあるものが見られる。

学問の内外の動向を視野に入れた研究がいくつか見られる。

社会的要請の視点から見た特色については、公法学領域、民事法学領域、社会法学領域、国際法学領域、刑事法学領域で、実務上高く評価できる研究が認められる。

地域性や地理的条件等から見た特色については、中・四国の研究拠点大学として、所属教員が領域別の多数の研究會を主催している点に特色がある。

全体的にみて、「世界的に知名度の高いヒロシマの地盤」ないし、中・四国の拠点という条件に基づいた研究目標に沿う形の研究内容がやや不足しており、特に国際

的学術交流を通じての研究が今後期待される。

組織全体及び領域ごとの判定結果

(全領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員（教授 34 名、助教授 9 名、講師 1 名、計 44 名）の 5 割弱が高く、4 割が相応、若干名が低い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の 5 割が高く、4 割弱が相応、若干名が低い。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の 2 割弱が高く、1 割強が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の若干名が卓越、5 割弱が優秀、4 割弱が普通、1 割強が要努力。

(法学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員（教授 26 名、助教授 6 名、計 32 名）の 4 割が高く、5 割が相応、若干名が低い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の 5 割弱が高く、4 割強が相応、若干名が低い。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の 2 割弱が高く、1 割が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の若干名が卓越、4 割が優秀、4 割強が普通、1 割が要努力。

(政治学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員（教授 8 名、助教授 3 名、講師 1 名、計 12 名）の 6 割弱が高く、2 割弱が相応、1 割弱が低い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の 6 割弱が高く、2 割弱が相応。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の 2 割弱が高く、2 割弱が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の 7 割弱が優秀、2 割弱が普通、2 割弱が要努力。

3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

ここでは、対象組織における研究の社会（社会・経済・文化）的効果について評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に社会的効果の度合いを判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「極めて高い」とは、社会的に大きな効果をあげた非常に高い内容であること、「高い」とは、相当な効果をあげた内容であること、「相応」とは、評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であることを、それぞれ意味する。

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

法実務への寄与の面で優れた研究効果については、民事法学領域で法実務に寄与する先端的領域の研究が認められ、刑事法学領域で海上交通犯罪の研究が実務上影響を与えており、社会法学領域では被爆者法の研究が裁判事件で寄与しているなど、諸領域で法実務への貢献の例が見られる。また、国際法学領域の雑誌文献検索データベースの作成は、実務にとっても貴重である。

政策形成への寄与の面で優れた研究効果については、放送法制や生命倫理の研究などの中央省庁の政策立案過程への寄与のみならず、広島県条例制定への寄与や広島県の道州制ないしリージョナリズム検討への寄与など、地域レベルの政策形成に関する研究も特色ある取組であり評価できる。

地域との連携・協力の推進の面で優れた研究効果については、2つの自治体の教育委員会と連携し、公開講座などが行われている。

著作物による人材育成や法的・政治的知識の普及への寄与の面で優れた研究効果については、公法学領域で法的知識の普及に寄与する研究業績があり、古典的名著の翻訳書や国際法学領域のデータベースも知識普及に有用であるなど、知識普及に寄与する業績がかなり発表されている。

全体的にみて、広島の地域的・地理的条件を生かした戦略的な取組が期待される。

組織全体及び領域ごとの判定結果

（全領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授34名、助教授9名、講師1名、計44名）の若干名が極めて高く、4割が高く、3割強が相応。

（法学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授26名、助教授6名、計32名）の1割弱が極めて高く、4割が高く、4割弱が相応。

（政治学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授8名、助教授3名、講師1名、計12人）の4割強が高く、2割弱が相応。

4 諸施策及び諸機能の達成状況

ここでは、評価項目「1 研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」の達成状況を評価し、その結果「目的及び目標に照らした達成度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】 諸施策に関する取組の達成状況

プロジェクト研究の振興方策の実施状況及び外部資金の獲得状況については、財政委員会の主導による外部資金獲得の努力は評価できるが、実績があがっているとはいえない。

必要な研究環境の整備状況については、資料室等の整備はなされているが、情報機器の管理に携わるスタッフの確保が望まれる。

研究者相互間における研究成果や研究情報の報告または意見交換の実施状況については、中・四国法政学会の常設事務局を設置するなど、拠点校として中心的役割を果たしていることは評価できる。

国際的な共同研究の実施や研究集会の開催状況及び国際協力の推進状況及び効果については、広島の地盤を生かした国際的学术交流の展開という目的・目標に照らせば、国際的な共同研究や学术交流の実績は十分とはいえない。

【要素2】 諸機能に関する取組の達成状況

共同研究実施状況については、多数の領域別研究会や地方学会の運営状況は十分評価できるが、その活動を共同研究に結び付けることが望まれる。

施設・設備の共同利用の実施状況については、毎年のように、全国学会の開催校となっている利用状況は評価される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善点等

中・四国の研究拠点大学として、所属教員が中心となって、多くの研究会・地方学会を組織・運営しているこ

とは十分評価できる。

外部資金の獲得には必ずしも結びついていないが、財政委員会の主導によってプロジェクト研究を振興させようとする努力は評価に値する。

情報機器管理のためのスタッフを確保すること及び広島

島の地盤を生かして、国際的な共同研究の実施や国際交流を本格的に推進することが期待される。

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

ここでは、対象組織における研究活動等について、それらの状況や問題点を組織自身が把握するための自己点検・評価や外部評価など、「研究の質の向上及び改善のためのシステム」が整備され機能しているかについて評価し、その結果を「改善システムの機能の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

組織としての研究活動等を評価する体制については、自己点検・評価委員会を設置し、平成14年6月に報告書を公表していること、また専門ワーキング・グループにより講座別の点検を開始していることは評価できる。

自己点検・評価報告書、研究者総覧、ホームページなど個々の教員の研究活動等の評価体制はとられている。

外部者による研究活動等の評価を実施する体制については、外部評価委員会のような組織は設置されておらず、今後の整備に期待したい。

研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策については、自己点検・評価委員会内に専門ワーキング・グループを設けて対応する体制が取られた(平成13年設置)が、活動を開始したばかりで、十分に機能しているとはいえ、今後の活性化が望まれる。

【要素2】評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策については、自己点検・評価報告書を学内外に公表するとともに、専門ワーキング・グループによって個々の教員の自覚を促す方策がとられているが、より直接的な実効性のある方策に取り組むことが望まれる。

評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムは、関係活動が緒についたばかりで、十分に機能しているとはいえない。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上

及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善点等

研究活動評価体制は、自己点検・評価報告書の作成や専門ワーキング・グループの設置などで一応確立しているが、外部委員による外部評価体制を欠いているので、この点は改善が期待される。

加えて、評価結果を研究活動等の向上や改善に結び付けるシステムについては、関係活動が緒についたばかりで、十分に機能しているとはいえない状況にあり、一層の改善が期待される。

評価結果の概要

1 研究体制及び研究支援体制

人事面において、実務家出身の教員が多いこと、完全公募制であること、そして人事委員会を中心とした教員選考により、大講座の枠を越えた定員運用を行っていることは評価できる。

他方、情報スペシャリストなど研究支援に携わるスタッフを確保すること及び広島の地盤を生かした共同研究や国際学術交流を支援する体制を組むことが望まれる。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

2 研究内容及び水準

基礎法学、公法学、民事法学、社会法学、刑事法学、国際法学及び政治学の各領域で理論的にレベルの高い研究が行われている。

ただ、全体的にみて、「世界的に知名度の高いヒロシマの地盤」ないし中・四国の拠点という条件に基づいた研究目標に沿う形の研究内容がやや不足しており、特に国際的学術交流を通じた研究が量的に乏しい。

3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果

いくつかの領域の研究が法実務や中央省庁レベル・地方レベルの政策形成面で寄与していることが認められる。翻訳書や国際法学のデータベースも知識普及に有効である。

4 諸施策及び諸機能の達成状況

特に優れた点は、中・四国の研究拠点大学として、所属教員が中心となって、多くの領域別研究会・地方学会を組織し運営していることで、その達成状況は十分評価できる。

また、財政委員会の主導によってプロジェクト研究を振興させようとする努力は評価できる。

ただ、研究体制及び研究支援体制の項目でもふれたとおり、情報機器管理のためのスタッフを確保することが望まれる。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

研究活動評価体制は、一応確立しているが、外部委員による評価体制を欠いている点、評価結果を研究活動等の向上や改善に結び付けるシステムが不十分である点は改善の余地がある。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

1 対象組織の記述

1. 本学部及び本専攻は、そのメンバー構成に特徴がある。法学部教員が所属する大学院組織は、他学部の関連分野の教員を加えて、社会科学研究科4専攻内に法律学専攻と国際社会論専攻を設けており、法律関係の教員は法律学専攻に所属し、政治学社会学関係の教員は国際社会論専攻に所属している。また、法律関係の教員の中には、社会科学研究科内のマネジメント専攻に所属する者もいるし、大学院の独立研究科である国際協力研究科に所属する者もいる。このことは、研究組織としてみた場合、社会科学を幅広く研究するうえで不可欠の流動性・柔軟性を生み出すという長所となっている。

2. 本学部教員は、昼間コースのある東広島キャンパスと、そこから30キロメートル以上も離れた夜間主コースのある東千田キャンパスの両方で教育を行っている。夜間主コースへのカリキュラム提供メニューは、昼間コースと大きく変わらない。加えて、大学院生の教育も多様なメニューで行っている。このような勤務環境を考慮すると、その定員数の割に一定の教育成果を上げ、同時に研究活動も一定の成果を上げているといえるし、研究組織としても各種の障害を克服して成果を上げる努力をしているといえる。

3. 研究体制について特記すべきは、中・四国の研究拠点大学を目指す本学部及び本専攻のスタッフが、地道に努力を積み重ねてきた各種研究会ないし講演会の実績である。ほとんどの研究分野で、長年にわたり年間を通してコンスタントに研究会を主宰していることは、わがスタッフの研究への熱意、そして中・四国の研究をリードするという自覚の表れである(研究目的(2)(3)及び研究目標(1)(2)参照)。また、研究の向上のための学術講演会の実績をみると、国際色が豊かである(研究目標(4)参照)。この5年間で36回の公開講演を行い(日本の研究者5, 日本の実務家11, 外国の研究者・実務家20), 外国の研究者・実務家が半数以上を占めている点に大きな特徴がある。これは、本学部が国際学術交流に力を入れている証左である。欧米諸国のみならず、アジアの国々との学術交流にも注目されたい。

4. 最後に、個別の研究成果を眺めると、科学技術の発展から生じる新たな多様な問題に積極的に対応しようとする研究姿勢が顕著である。今後は、プロジェクトを強化して、この種の問題に組織的に取り組み、研究拠点を形成する予定である。

2 機構の所見

1. 組織編成には個性的な取組が行われており、その特徴から研究上の流動性・柔軟性が生み出されるという可能性(長所)は十分理解できる。ただ、この長所が研究活動等の内容において、どれほど効果を上げているかは必ずしもはっきり分らない。今後、法学と政治学の研究の有機的な関係づけや大学院が多専攻に分かれている利点など、組織編成の特徴を生かす研究が期待される。

2. 東広島と東千田の2キャンパス制という条件の下で、研究活動にも一定の成果を上げている点は十分評価できる。

3. 特に中・四国の研究拠点大学として、所属教員が中心となって、多くの分野別研究会・地方学会等を主宰してきた実績や、地域社会に向けた積極的な情報発信の努力は高く評価される。

なお、外国研究者による学術講演会などの国際学術交流の蓄積は理解できるが、本格的な国際的共同研究や研究成果はまだ十分とはいえず、今後この面での取組が期待される。

4. プロジェクトを強化して、組織的に取り組もうとする姿勢には、旺盛な改革と運用の意欲が感じられる。その達成のためにも、外部研究資金の獲得戦略に引き続きの工夫を期待する。